

改正の概要

山口市現場代理人取扱要領（No.61）

1 兼務における手続の明確化と簡略化

第1条における用語の定義及び第4条の兼務の規定を見直すとともに、第5条における兼務申請の手続規定を全面的に見直し、申請の提出先を明確化し、また、写しの提出を不要とした。加えて、規定様式でなく任意の書式でも申請・回答できるよう、簡略化を図った。

※兼務申請の提出先のイメージ図は別紙のとおり。

2 様式の簡略化

様式第2号（兼務の承認の通知）及び様式第3号（兼務の解除の届出）について、記載事項を必要最小限とし、簡略化した。

また、様式第2号に兼務を認めない場合の記載欄とその理由の欄を設けた。

3 その他、文言の修正

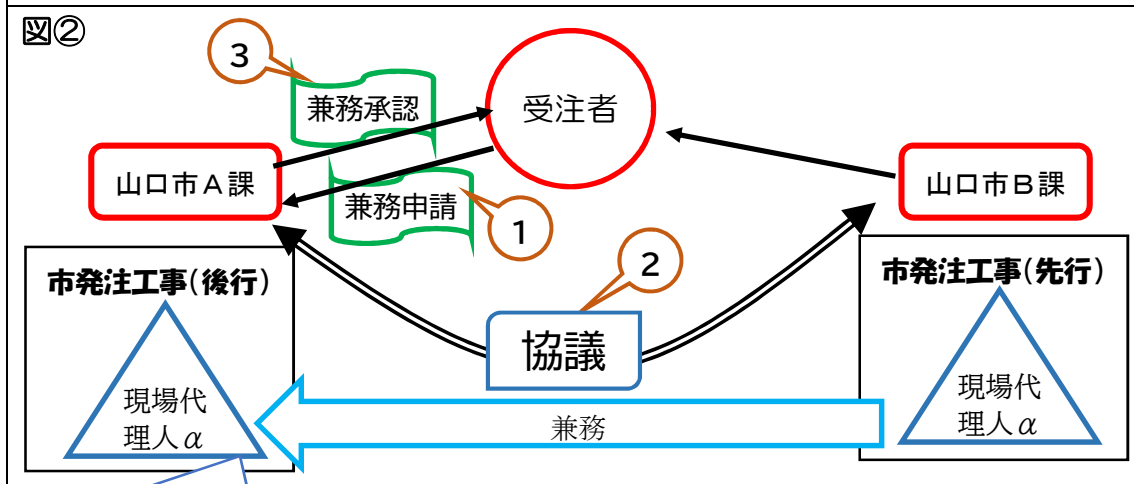
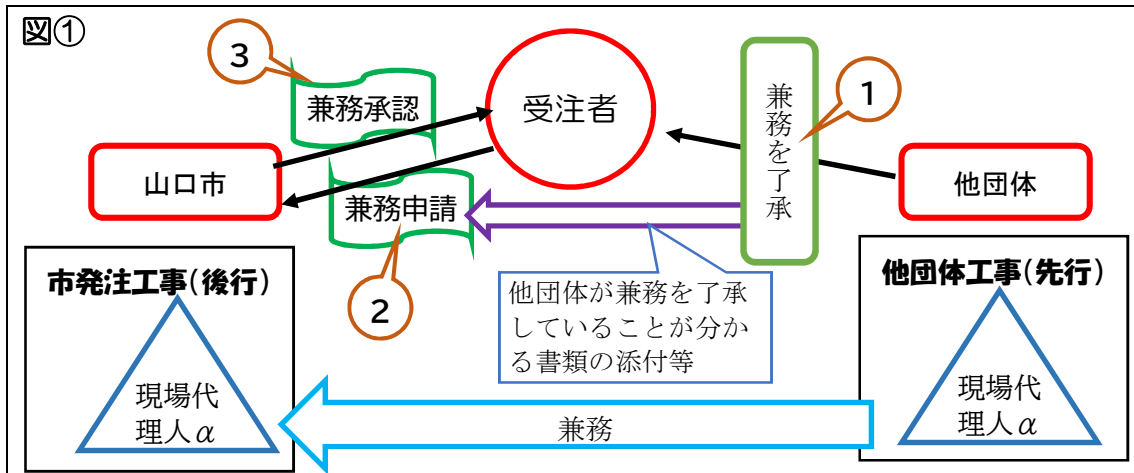
4 施行期日

令和5年4月1日

兼務申請の提出先（イメージ図）

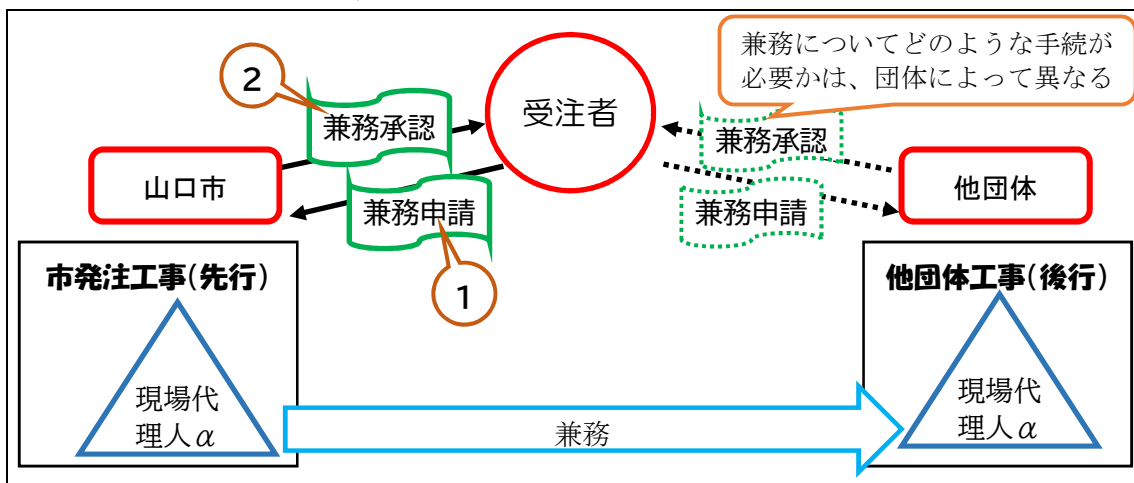
●新たに現場代理人として兼務をする工事[後行工事]が山口市発注工事であれば、その工事の監督員に提出する。（第5条第1項(1)）

（先に配置している工事[先行工事]が、図①のように他団体発注工事であっても、図②のように山口市発注工事であっても、扱いは同じ。）



後行工事において主任技術者としての配置であれば、例外的に先行工事の監督員に提出

●新たに現場代理人として兼務をする工事[後行工事]が他団体発注工事で、先に配置している工事[先行工事]が山口市発注工事であれば、その先行工事の監督員に提出する。（第5条第1項(2)ア）



※ 山口市上下水道局は契約権限が異なるため他団体に含まれる。

山口市現場代理人等取扱要領の一部を改正する要領 (No.61)

山口市現場代理人等取扱要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、山口市が発注する工事（上下水道局が発注する工事を除く。以下「市発注工事」という。）における現場代理人の資格等、工事を複数同時に受注した受注者における _____現場代理人又は主任技術者 _____の兼務を認めるための条件及び市発注工事 _____における手続等について必要な事項を定める。</p> <p>(現場代理人の資格要件)</p> <p>第2条 現場代理人の資格要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(兼務)</p> <p>第4条 受注者は、____第1号の個別要件のいずれかを満たすとともに、第2号の共通要件の全てを満たす場合は、市発注工事 _____の現場代理人と別の工事（市発注工事を含む。）の現場代理人又は主任技術者とを兼務させることができる。兼務する工事について、この条及び次条中、現に配置されている工事を「先行工事」といい、新たに兼務して配置しようとする工事を「後行工事」という。_____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、 _____ _____工事を複数同時に受注した受注者について、最初に受注した工事の現場代理人と他の工事の現場代理人又は主任技術者（以下「現場代理人等」という。）との兼務を認めるための条件及び山口市が発注する工事における手続等について必要な事項を定める。</p> <p>(現場代理人の資格要件)</p> <p>第2条 現場代理人の資格要件は次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(兼務)</p> <p>第4条 受注者は次の第1号の要件 _____のいずれかを満たすとともに、第2号の要件 _____の全てを満たす場合は、最初に受注した工事の現場代理人を他の工事の現場代理人等として配置できるものとする _____。</p>

(1) 略

(2) 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも山口市内であること。

イ 兼務する先行工事が市発注工事でない場合は、その発注者が兼務を了承していること。

ウ～オ 略

(現場代理人の兼務の申請)

第5条 受注者は、前条の規定により兼務して
配置しようとする場合は、次の各号に定める
ところにより、市長に申請するものとする。

(1) 後行工事が市発注工事の場合は、その後行工事について申請
する。ただし、その後行工事について現場代理人としての配置
である場合に限る。

(2) 前号の場合を除き、先行工事に市発注工事が含まれる場合は、
次のとおりとする。

ア 先行工事に含まれる市発注工事について現場代理人として
の配置であるときは、その市発注工事について申請する。

イ アにおいて申請の対象となる市発注工事が複数あるとき
は、先に受注した工事について申請する。

2 前項の規定による申請は、様式第1号によるものとする。ただ
し、様式第1号に定める事項と同様の記載があれば、任意の形式
で申請することもできる。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第6条 市長は、前条の規定による

(1) 略

(2) 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも山口市内であること。

イ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

ウ～オ 略

(現場代理人の兼務の申請)

第5条 受注者は、最初に受注した工事の現場代理人を他の工事の
現場代理人等として配置しようとする場合は、様式第1号により
現場代理人の兼務を発注者に申請するものとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第6条 発注者は、前条の規定により、受注者から現場代理人の兼

____申請があった場合は、兼務をする工事の施工内容等を総合的に勘案し、工事の兼務について適否を判定し、その結果を様式第2号により申請者に通知するものとする。ただし、様式第2号に定める事項と同様の記載があれば、任意の形式で通知することもできる。

(兼務の中止)

第7条 受注者は、施工期間中に、前条の規定により兼務を承認した現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、市長に対し様式第3号によりその旨を届け出なければならない。

(現場代理人の変更)

第8条 受注者は、現場代理人に変更があるときは、速やかに変更した現場代理人等選任届を市長に提出するものとする。

(兼務の承認の取消し)

第9条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による兼務の承認を取り消すものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(補則)

第10条 この要領では、次のとおり取扱うものとする。

(1)～(2) 略

(3) 第4条の要件を満たせなくなった場合、受注者は、速やかに別の現場代理人を選任し、現場代理人等選任届を市長に提出するものとする。

(4) 現場代理人の選任又は兼務について、受注者が虚偽の届出

務の申請があった場合は、兼務をする工事の施工内容等を総合的に勘案し、工事の兼務について適否を判定する。

2 発注者は、他の工事の現場代理人等の兼務を承認する場合には、受注者に対して様式第2号により通知しなければならない。

(兼務の中止)

第7条 受注者は、施工期間中に最初に受注した工事の現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、発注者に対し様式第3号によりその旨を届出しなければならない。

(現場代理人の変更)

第8条 受注者は、現場代理人に変更があるときは、速やかに変更した現場代理人等選任届を発注者に提出するものとする。

(____承認の取消し)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、____承認を取り消すものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(補則)

第10条 本要領では____次のとおり取扱うものとする。

(1)～(2) 略

(3) 第4条の要件を満たせなくなった場合、受注者は、速やかに別の現場代理人を選任し、現場代理人等選任届を発注者に提出するものとする。

(4) 現場代理人等の____兼務について、受注者が虚偽の届出

又は申請をした**場合は**、不正又は不誠実な行為として**取り扱う**ものとする。

様式第1号（第5条関係） 別紙のとおり

- ・「契約番号」欄を削る。
- ・「（工事担当課： ）」を削り、枠内に「発注者・担当部署」を追加する。
- ・「既請負工事（工事1）」を「新たに兼務して配置しようとする工事（工事1）」に改める。
- ・「兼務請負工事（工事2）」「兼務請負工事（工事3）」を「既に配置している工事（工事2）」「既に配置している工事（工事3）」に改める。
- ・欄外の「※ 新たに兼務を申請する工事の担当課に原本を提出すること。また、兼務となる工事の担当課が複数となる場合は、他の兼務となる工事の担当課の全てに写しを提出すること。」を削る。

様式第2号 **（第6条関係）** 別紙のとおり

- ・記載事項を必要最小限とする。
- ・承認しない場合の記載欄と、その理由の記載欄を設ける。

様式第3号（第7条関係） 別紙のとおり

・「 年 月 日付け 第 号で承認を受けた現場代理人及び主任技術者の工事の兼務について、工事が竣工したので兼務の解除をしたく、下記のとおりお届けします。」を
「 年 月 日付けで承認を受けた現場代理人又は主任技術者の工事の兼務について、兼務の必要がなくなったので、下記のと

_____をした**場合**、不正又は不誠実な行為として**取扱う**ものとする。

様式第1号（第5条関係） 別紙のとおり

様式第2号 **（第6条第2号関係）** 別紙のとおり

様式第3号（第7条関係） 別紙のとおり

おり届出ます。」に改める。

・記載事項を「兼務承認を受けていた工事」として現場代理人等として兼務していた工事の全ての工事名・発注者・施工期間を記載させ、「そのうち配置を解いた工事」の工事名を記載させる。

・欄外「※兼務の解除を届け出る工事の担当課に原本を提出すること。また、複数の工事の担当課において兼務している場合は、その全ての工事の担当課に写しを提出すること。」を「※兼務申請をした担当所属に提出すること。」に改める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。